個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和４年個人情報保護委員会告示第１号）の一部改正の新旧対照表

○令和４年個人情報保護委員会告示第１号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編） 目次 ［略］ 【凡例】 ［略］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年 10 月 30 日）時点の条番号を示すものとする。 １～３　［略］ ４　適用の範囲 ４－１　法第５章の規律対象となる主体 ［略］ ４－１－１　行政機関等 (1)　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編） 目次 ［同左］ 【凡例】 ［同左］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年 10 月１日）時点の条番号を示すものとする。 １～３　［同左］ ４　適用の範囲 ４－１　法第５章の規律対象となる主体 ［同左］ ４－１－１　行政機関等 (1)　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法

第２条第８項）。

① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機関	法律の規定
［略］	［略］
国家情報会議	国家情報会議設置法（令和８年法律第 28 号）第２条
国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部	国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和８年法律第 78 号）第 21 条
人事院	国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第３条

（※）令和８年 10 月 30 日時点において存続するもの

②～⑥ ［略］

(2)～(6) ［略］

４－１－２ ［略］

４－２ ［略］

５～11 ［略］

第２条第８項）。

① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機関	法律の規定
［同左］	［同左］
国家情報会議	国家情報会議設置法（令和８年法律第 28 号）第２条
人事院	国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第３条

（※）令和８年 10 月１日時点において存続するもの

②～⑥ ［同左］

(2)～(6) ［同左］

４－１－２ ［同左］

４－２ ［同左］

５～11 ［同左］

備考 表中の［ ］の記載は注記である。